

「県税の広報活動に関するアンケート」の実施結果報告

「県税の広報活動に関するアンケート」の結果を下記のとおり報告いたします。
アンケートにご協力いただきました回答者の皆様に厚くお礼申し上げます。
アンケート結果につきましては、今後の県税の広報業務等の参考とさせていただきます。

アンケート概要

1 アンケート実施期間

平成 28 年 1 月 5 日（火）から平成 28 年 1 月 19 日（火）まで

2 回答率等

対象者数 1208 人

回答者 771 人

回答率 63%

3 回答者の属性

性別 【男性 405 人 (52.5%)】 【女性 366 人 (47.5%)】

年代別

	20代	30代	40代	50代	60代	70代
人数	68人	164人	178人	165人	157人	39人
割合	8.8%	21.3%	23.1%	21.4%	20.4%	5.1%

地域別

	北勢	中勢	伊勢志摩	伊賀	東紀州
人数	379人	211人	108人	55人	18人
割合	49.2%	27.4%	14.0%	7.1%	2.3%

※北勢：四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、三重郡

中勢：津市、松阪市、多気郡 伊勢志摩：伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡

伊賀：名張市、伊賀市 東紀州：尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡

※割合は小数点第二位を四捨五入

自動車税の納期に関する情報源について

Q1 自動車税の納期限は毎年 5 月 31 日（平成 27 年度は休日等のため 6 月 1 日）となっています。あなたは、この情報を何で知りましたか？あてはまるものをすべて選んでください。

① 県政だよりみえ（紙版・データ放送版）	98人	12.7%
② 県のホームページ	17人	2.2%
③ 納税通知書	579人	75.1%
④ ポスター	22人	2.9%
⑤ ラジオ	17人	2.2%

⑥ 新聞	30 人	3.9%
⑦ バスマスク（バスの正面に掲出されている広告）	7 人	0.9%
⑧ 啓発用ポケットティッシュ	0 人	0%
⑨ その他（ ）	44 人	5.7%
⑩ 知らない	115 人	14.9%

【分析】

自動車税の納期に関する情報源について、「納税通知書」が 75.1%と最も高いという結果でした。その他、「県政だよりみえ（紙版・データ放送版）」からの情報も高いことがわかりました。

また、その他の意見として、納期限は例年決まっているため把握しているとのことのご意見もいただきました。

今後も多様な広報活動を実施し、広く自動車税の納期内納付の周知を図って参ります。

自動車税の納付について（1）

Q2 平成 26 年度から自動車税がクレジットカードで納税できるようになりましたが、ご存じですか？

① 知っている	182 人	23.6%
② 知らない	589 人	76.4%

【分析】

クレジットカードで納税できることが知らないと回答された方が 76.4%あり、クレジットカードで納税できることの広報をさらにすすめる必要がある結果となりました。引き続きいろいろな方法で広報し、利用拡大につなげたいと考えます。

自動車税の納付について（2）

Q3 自動車税をクレジットカードで納税したいと思いますか？

① 利用したことがある	39 人	5.1%
② 利用したいと思う	425 人	55.1%
③ 利用したいと思わない	283 人	36.7%
④ 自動車を持っていない等、納税の必要がない	24 人	3.1%

【分析】

クレジットカードでの納税を利用したことがあると回答された方が 5.1%、利用したいと思うと回答された方が 55.1%ありました。

導入から 2 年が経過しましたが、今後も利用いただく方が増えていくことが期待できる結果となりました。

（参考）平成 27 年度利用件数及び利用率 12,571 件 1.7%

自動車税の納付について (3)

Q4 一部のショッピングセンターやスーパーマーケットで公共料金を支払うことができますが、自動車税も納税できるようになったら利用したいと思われますか？

① 利用したいと思う	516 人	66.9%
② 利用したいと思わない	229 人	29.7%
③ 自動車を持っていない等、納税の必要がない	26 人	3.4%

【分析】

自動車税がショッピングセンターやスーパーマーケットで納税できるなら利用したいと回答された方が 66.9%あり、利用が期待できそうです。

県税へのご意見の中にも、土日や夜間等で納税できることへの要望もあり、新たな納税の窓口として機能することが見込める結果となりました。

自動車税の納税証明書について

Q5 車検の際、自動車税の納税証明書の確認が電子化されたため添付が省略できるようになりましたがご存じですか？

① 知っている	55 人	7.1%
② 知らない	716 人	92.9%

【分析】

自動車税の納税確認が電子化されて納税証明書の添付が省略できることを知らない方が 92.9%あり、電子化されていることの広報をさらにすすめる必要がある結果となりました。引き続きいろいろな方法で広報し認知度をあげていきたいと考えます。

産業廃棄物税について (1)

Q6 三重県では、産業廃棄物の県内中間処理施設等への搬入に対して、その産業廃棄物を排出する事業者に課税する「産業廃棄物税」を導入していることをご存知ですか？

① 知っている	116 人	15.0%
② 知らない	655 人	85.0%

【分析】

平成 14 年度に三重県が全国で初めて導入した産業廃棄物の認知度について尋ねました。「知っている」が 15%、「知らない」が 85%となり、認知度がかなり低い結果となりました。今後も様々な広報手段を利用して、周知を図って参ります。

産業廃棄物税について (2)

Q7 Q6 で「知っている」と答えた方にお聞きします。「産業廃棄物税」の使い道は、産業

廃棄物の発生抑制、再生、減量などの施策に要する費用に限定されています。このことについてご存知ですか？

① 知っている	66 人	56.9%
② 知らない	50 人	43.1%

【分析】

Q6で「知っている」と回答した方に、産業廃棄物税の用途が限定されていることについて尋ねました。「知っている」が56.9%、「知らない」が43.1%となり、産業廃棄物税をご存じの方は、半分以上がその用途についても理解されていました。産業廃棄物税は、徴収に要する費用を除いた額を産業廃棄物の発生抑制、再生、減量などの費用に充てることで、持続可能な循環型社会を構築していくための貴重な財源となっています。

産業廃棄物税について（3）

Q8 平成14年度に導入した「産業廃棄物税」を継続していくことについて、どのようにお考えですか？

（産業廃棄物税の概要についてはこちらをご覧ください。）

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/16386017905.htm>

① 賛成	309 人	40.1%
② どちらかといえば賛成	381 人	49.4%
③ どちらかといえば反対	71 人	9.2%
④ 反対	10 人	1.3%

【分析】

「産業廃棄物税」を継続していくことについて尋ねました。「賛成」又は「どちらかといえば賛成」が89.5%となり、「反対」又は「どちらかといえば反対」の10.5%を大きく上回る結果になりました。三重県では、来年度にかけて、産業廃棄物税の課題や今後のあり方について検討していくこととしています。

「みえ森と緑の県民税（個人と法人の県民税均等割の超過課税）」に関する情報を得られた広報について

Q9 「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税（個人と法人の県民税均等割の超過課税）」を導入しました。

あなたは「みえ森と緑の県民税」に関する情報を何で知りましたか？あてはまるものをすべて選んでください。

① 県政だよりみえ（紙版・データ放送版）	238 人	30.9%
② 市町の広報誌	123 人	16.0%
③ その他団体の広報誌	8 人	1.0%

④ 県・市町のホームページやフェイスブック	32人	4.2%
⑤ ポスター	35人	4.5%
⑥ チラシ、リーフレット	21人	2.7%
⑦ ポケットティッシュ等の啓発物品	6人	0.8%
⑧ テレビ	26人	3.4%
⑨ ラジオ	12人	1.6%
⑩ 新聞	41人	5.3%
⑪ 自動車税の納税通知書に同封されていたチラシ	42人	5.4%
⑫ 個人住民税（みえ森と緑の県民税）の納税（税額決定）通知書	47人	6.1%
⑬ 勤務先からの案内	9人	1.2%
⑭ 雑誌やフリーペーパー	4人	0.5%
⑮ 研修会や体験会（木工、森林講座）等のイベント	4人	0.5%
⑯ 県庁舎の懸垂幕	3人	0.4%
⑰ 県または市町の職員による説明	7人	0.9%
⑱ 人伝え（口コミ）	19人	2.5%
⑲ その他（ ）	8人	1.0%
⑳ 知らない	403人	52.3%

【分析】

「みえ森と緑の県民税」の情報を得られた広報は、県政だよりみえが30.9%、市町の広報誌が16.0%、個人住民税の納税通知書が6.1%、自動車税納税通知書の同封チラシが5.4%、新聞が5.3%と、県民の方が実際に手にとって見られる広報媒体が効果的であることが分かりました。また、5割弱の方が「みえ森と緑の県民税」を知っているとのことでした。

今後も税が有効に活用されていることもあわせて周知を図っていきます。

「みえ森と緑の県民税」に関する情報は、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/80013017950.htm>

個人住民税の特別徴収（給与天引）について

Q10 特別徴収とは、事業所等に勤務されている方の個人住民税（市町村民税と県民税）を、所得税と同様に、事業主の皆さまに徴収していただき、課税した市町村に納入いただく仕組みのことです。

平成26年度から三重県内全市町で個人住民税の特別徴収を徹底していることを、あなたはお存じですか？

① 知っている	262人	34.0%
② 知らない	509人	66.0%

【分析】

三重県と県内全市町が、個人住民税の特別徴収（給与天引）を徹底していることをご存じかどうか伺いました。

「知っている」34.0%、「知らない」66.0%という結果になりました。

今後も、皆様からのご意見を参考に、市町と連携して、特別徴収（給与天引）の徹底及び広報取組を推進していきます。

なお、『個人住民税の特別徴収』に関する情報は、以下のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.mie.lg.jp/ZEIMU/HP/45294017939.htm>

納税について（1）

Q11 税金には、納期限があり、納期限までに納めなければなりません。納期限までに納付いただく「納期内納付」を推進するために、県の取組として何が重要だと思いますか？あてはまるものをすべて選んでください。

① コンビニ納付や電子納税など納税しやすい環境づくり	599 人	77.7%
② 納期限のお知らせなど納期内納付の広報	364 人	47.2%
③ 将来の納税者となる児童・生徒・学生などに対する租税教育	234 人	30.4%
④ 税のしくみや納付方法の問い合わせなどの県税事務所の相談窓口	111 人	14.4%
⑤ 滞納処分など滞納者に対する厳しい対応	341 人	44.2%
⑥ その他（ ）	20 人	2.6%

【分析】

納期限までに納付いただく納期内納付を推進するために、県の取り組みとして何が重要だと思うかお尋ねしたところ、昨年に引き続き「コンビニ納付や電子納税など納税しやすい環境づくり」が 77.7%と最も高い結果になりました。

次いで「納期限のお知らせなど納期内納付の広報」が 47.2%、「滞納処分など滞納者に対する厳しい対応」44.2%となりました。

「将来の納税者となる児童・生徒・学生などに対する租税教育」は 30.4%、「税のしくみや納付方法の問い合わせなどの県税事務所の相談窓口」は 14.4%となり、昨年と同傾向の結果がみられました。

今後も引き続き、納期内納付推進キャンペーン等の広報や納税しやすい環境づくりに努めます。なお、納付意志を示さない滞納者に対しては徹底した滞納処分を行い、滞納額縮減に取り組んでいきます。

納税について（2）

Q12 納税する資力があるのに納付しようとしなない滞納者に対して、県は差押え等の滞納処分など厳しい対応で臨んでいることをご存じですか？

① 知っている	447 人	58.0%
② 知らない	324 人	42.0%

【分析】

納税の意志を示さない滞納者に対して、県は差押え等の滞納処分など、厳しい対応で臨ん

でいることをご存じかどうか伺いました。

「知っている」とお答えになった方は 58.0%となり、昨年度より 6.9 ポイント減少しました。

「税は納期限内に納めるもの」、「滞納は社会のルール違反」という考えのもと、納める資力がありながら納めない滞納者に対しては、納期限内にきちんと納付した人との公平性を保つため、今後も引き続き厳正な対応をしてまいります。

(参考) 平成 26 年度 差押執行件数 6,743 件

県税へのご意見について

Q13 最後に、県税や県税事務所に関するご意見をお聞かせください。(自由記載)

【分析】

県税や県税事務所に関するご意見を伺いました。

税の制度だけでなく、納税環境の整備、適切な税の使い途や広報活動まで、幅広い貴重なご意見をいただくことができました。

皆さまからいただいたご意見につきましては、今後の税務行政運営に活かして参ります。多くの貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。